

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1202001	処分名	行為の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 都市整備部	課	市街地整備課			
根拠規定	鈴鹿市都市公園条例				第4条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市都市公園条例			第4条第1項・第2項・第4項、第5条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	「別紙『公園内行為審査基準』による。」					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	30日以内				
聴聞等						
備考	指定管理者が管理する場合は、指定管理者が基準の設定主体					

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1202003	処分名	使用料の減免又は還付			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 都市整備部	課	市街地整備課			
根拠規定	鈴鹿市都市公園条例				第12条	
基準規定	①	鈴鹿市都市公園条例			第12条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
<p>1 使用料の全部を免除する場合</p> <p>「別紙『使用料の全部を免除する場合』による」</p> <p>2 既納の使用料の全部を還付する場合</p> <p>(1) 公園に関する工事, 風水害等許可を受けた者の責に帰することができない理由によって, 許可にかかる行為又は利用が全く出来なくなったとき。 例) 屋外イベントにおいて, 雨天によりイベントの開催ができなかったとき。</p> <p>(2) 公園の保全又は管理上の理由により公園の施設が全く使えなくなった場合。 例) 災害, 疫病の流行等により公園を閉鎖したとき。</p> <p>(3) 上記(1)~(2)に準ずる場合で市長が必要と認めたとき。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	30日以内				
聴聞等						
備考						